

岡崎市予防接種健康被害調査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種法（昭和23年法律第68号）等に基づいて行う予防接種による健康被害発生に際し、当該事例について医学的見地からの調査を行うとともに、原因の究明、被害者の治療並びに被害者、関係医師及び従事者の救済措置等について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、岡崎市医師会代表者、岡崎市民病院代表者、岡崎市代表者（以下「各界代表者」という。）で組織する。

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

3 当該事例により各界代表者が必要と認めるときには、第1項の他に委員を選出することができる。

(委員会)

第4条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、各界代表者各1名以上の出席がなければ開くことができない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第6条 委員会は、所掌事項を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、調査及び審議の結果を速やかに文書をもって市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健部保健予防課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会で協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の廃止)

2 岡崎市予防接種健康被害調査委員会設置要綱（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。